

(様式－1)

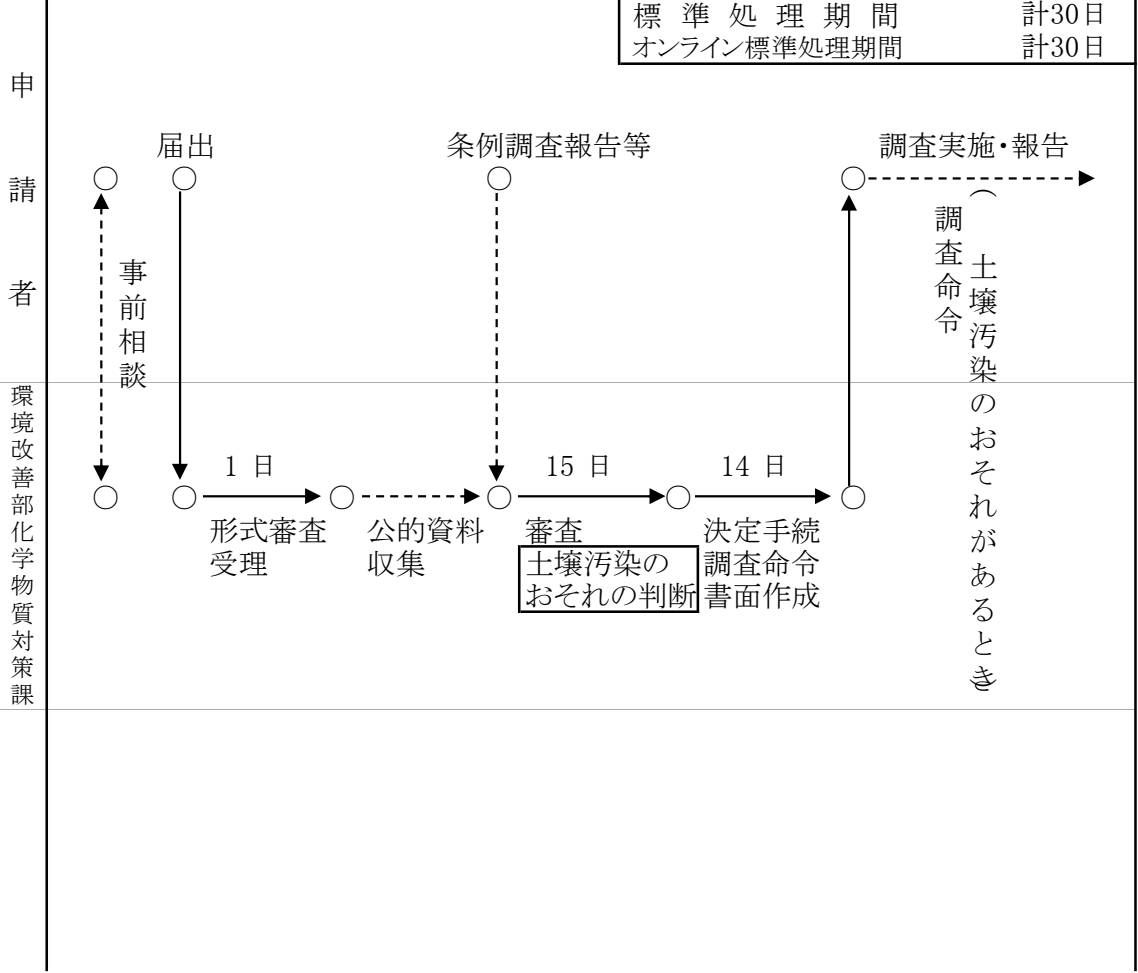
事務処理フロー図

(令和6年11月6日更新)

事務名 一定の規模以上の土地の形質の変更の届出

作成部署 環境局環境改善部化学物質対策課 電話42-371～4

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

項番	項目	説明
1	事前相談	届出にあたって事前にご相談に応じます。
2	形式審査・受理	届出書の記載漏れなどを審査した後、受理します。
3	審査	届出内容について、土壌汚染対策法第4条第1項、土壌汚染対策法施行規則第22条から第25条までにに基づき審査します。
4	決定手続	届出内容において、当該土地が特定有害物質によって汚染されているおそれがあるものとして土壌汚染対策法施行規則第26条で定める基準に該当していると認めるときは、土壌汚染状況調査の実施とその結果を報告すべきことを命じることになります。
備考	土壌汚染のおそれがあるものとして土壌汚染対策法施行規則第26条に該当しているか判断するにあたり、条例の調査報告書等の公的資料を収集する行政手続を別途行うため、当該事務処理期間が加算されます。	



—